

環境省令第四十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

環境大臣 大塚 珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項第二欄中「一ミリグラム」を「〇・三ミリグラム」に改める。

(金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正)

第二条 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和四十八年総理府令第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項第二欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・〇九ミリグラム」に改める。

別表第二の二の項第二欄中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第三の二の項第二欄中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

別表第四の二の項第二欄中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第五の二の項第三欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・〇九ミリグラム」に改める。

別表第六の二の項第三欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・〇九ミリグラム」に改める。

(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正)
正)

第三条 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭

和五十二年
総理府令第一号)の一部を次のように改正する。
厚生省

別表第一のカドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第二のカドミウムの項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三のカドミウムの項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

別表第四のカドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年三月十五日から施行する。

(廃棄物の最終処分場の技術上の基準に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。）第八条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第九条の三第一項の規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物の最終処分場並びに同法第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。）第七条第十四号八に掲げる産業廃棄物の最終処分場に係る廃止の技術上の基準（この省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新令」という。）別表第一のカドミウム及びその化合物の項に係るものに限る。）については、新令第一条第三項第六号（新令第二条第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）中「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること」とあるのは、「水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に

適合していると認められること（平成二十八年三月十四日までに行われた水質検査の結果については、この省令による改正前の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める排水基準等に適合していると認められること）」とする。